

令和4年3月2日

保護者の皆様

守口市教育委員会

## 新型コロナウイルス感染症にかかる市立学校の臨時休業方針の見直しについて

平素より、学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止にご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

本市では、これまで、市立学校において児童生徒や教職員等が新型コロナウイルス感染症に罹患していることが判明した際には、3日間の「学年閉鎖」を基本として疫学調査や施設消毒等の対応を行ってまいりました。

ご承知のとおり、オミクロン株への置き換わりによって児童生徒や教職員の感染者が増加することに伴い、同じ学年で複数回の学年閉鎖を措置することとなり、児童生徒の学びに大きな影響を与える状況が続いております。

つきましては、本市立学校における臨時休業の在り方について、感染症拡大防止と児童生徒の学びの保障の観点から、下記のとおり、大阪府と同様の方針へと段階的に移行してまいりたいと考えておりますので、引き続きご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。

### 記

#### (1) 3月4日(金)から3月10日(木)までの対応

##### ①臨時休業等の取扱いについて

感染者が確認された場合、感染した児童生徒が在籍する学級(教員の場合は授業等を行った学級)を、原則3日間の学級閉鎖とし、保健所の指導のもと疫学調査や施設消毒を行います。

なお、同一学級において複数(15%以上)の感染者や濃厚接触者が確認され、学級内感染の可能性が考えられる場合には、全体で5日間まで学級閉鎖を延長します(既に閉鎖している期間を含む)。また、複数学級にまたがるなど校内感染の可能性が考えられる場合には、学年閉鎖又は学校閉鎖とします。

## ②濃厚接触者の特定等について

疫学調査によって濃厚接触者と特定された場合には、感染者との最終接触日の翌日から7日間の自宅待機（出席停止）となります。（感染者の自宅待機は保健所の指示に従ってください）

## （2）3月11日（金）以降の対応

### ①感染者や濃厚接触者の出席停止について

感染者が確認された場合、感染者を出席停止（保健所に指示された期間）とし、保健所の指導のもと疫学調査や施設消毒を行い、感染リスクの高い活動を制限しつつ授業を継続します。

なお、疫学調査によって濃厚接触者と特定された場合には、感染者との最終接触日の翌日から7日間の自宅待機（出席停止）となります。

### ②臨時休業等の取扱いについて

直近3日間で同一学級において複数（15%以上）の感染者や濃厚接触者が確認された場合、当該の学級を原則3日間の学級閉鎖とし、保健所の指導のもと疫学調査や施設消毒を行います。

## （3）お願い

- ・ お子様に風邪症状等がありましたら登校を控え、速やかに受診いただくとともに、学校へのご連絡をお願いいたします。
- ・ ご家族の方がPCR検査等を受検した場合、結果が判明するまでの間、登校は控えていただきますようお願いいたします。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、だれでも感染する可能性があります。感染者や濃厚接触者に対する差別や偏見、いじめにつながるようなことのないよう、各家庭におかれましても、ご配慮いただきますようお願いいたします。